未来創造「新・ものづくり」特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年11月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(4.7＋4.5)／2＝4.6　**A**

ⅰ)取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度	
1－1	産地力の強化：農業産出額	代替指標	B
1－2	産地力の強化：農業参入した企業による耕作面積増	A	
2－1	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大：製造品出荷額等	代替指標	A
2－2	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大：新規立地件数	A	
2－3	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大：新規立地に伴う雇用増	B	

☑ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
1－1	産地力の強化：農業産出額【540億円(H18)⇒600億円(H28)】 ⇒ 農業産出額【60億円増（H28）】	D
2－1	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大：製造品出荷額等 ⇒ 2－2および2－3で代替	上記

☐ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×1＋4×1＋3×0＋2×0＋1×0)／2＝4.5　①… 4.5

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・「農業算出額」については、結果的に農地面積の増加分のみが反映される指標となっており、高付加価値化の視点もあることが望ましい。25年度に営農地面積の増加はないが、これは，復旧した耕作放棄地と転用及び耕作放棄地化とがちょうど等しくなったためである。耕作放棄地の再生が取り組まれる一方で、企業の移転用地確保のためか農用地除外される面積が大きく、結果的に営農地面積の増加を相殺してしまっている。
・「農業参入した企業による耕作面積増」については、企業の農業参入推進事業等との連携が図られており、25年度は累積値で40.7haと目標より10ha以上も多くなっている。
・「新規立地件数」については、製造品出荷額の年度数値把握が困難なことから、新規立地企業数を代替指標とする点については妥当だと考える。
・「新規立地に伴う雇用増」については、企業誘致の成果が反映される関係になっており、市独自の取り組み（リーディング産業に関する開発助成、立地促進支援、減税措置等）や各種事業との連携により、企業誘致の成果が上がっている。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②… 0.2

ⅰ)の評価　①＋②　**4.7**

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、（2＋2＋2＋3）／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	産地力の強化	B
2	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大	A

（専門家所見（主なもの））
・「農業算出額」については、耕作放棄地の再生が取り組まれる一方で、新たに生じている耕作放棄地も多く、また農用地除外の面積も大きい。その結果営農地が増えていない。この点についての自己評価が不足している。
・「農業参入した企業による耕作面積増」については、農業参入した企業による耕作地が計画以上に増えている。いずれも高付加価値化や商品化に取り組んでいる状況が窺える。一方、新規に耕作放棄地となった農地の条件、さらには、問題の解決方法まで含めて検討すれば、意義が大きい。
・「新規立地件数」については、新規立地企業の業種や、新規立地の選択背景などの分析などもあれば、今後の方向性について、より戦略的に考えられるのではないか。また、「農業と工業のバランスある土地利用の実現」という目標に合致した用地確保策を望みたい。
・「新規立地に伴う雇用増」については、年に200-300という雇用創出が目標値に挙げられているが、この水準を達成するには更なる施策が必要ではないか。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値	（5×1＋4×1＋3×0＋2×0＋1×0）／2＝4.5	4.5

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(4.2+4.8)／2＝4.5　　**A**

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]
●市街化調整区域への企業立地に係る農振法・農地法のガイドラインの弾力的運用

（概要）
内陸部への移転に急を要する個別案件について、平成24年に市が作成した運用方針に基づき、国・県・市による調整会議を開催した結果、除外・転用が可能となったものである。

（規制所管府省（農林水産省）の評価（参考意見））
内陸部への急な移転を要した工場立地誘導地区への企業移転に向けた手続が進められていることについて、国と地方の協議結果を踏まえ、国・県・市による調整を行った成果と考えられる。

（専門家所見（主なもの））
・規制の特例措置の活用はなく、既存法の運用の枠内で企業立地重点エリアの設置や農地転用が可能となっている。
・'急を要する移転について，市内内陸部に移転可能になったのは，特区が当該土地を農用地区域から除外し、2件の転用許可を行ったことによるものであり，特区制度の成果といえる。

4.5

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））
・4件の利子補給が認められたが、利子補給のみの活用であり、特区指定のメリットを十分享受できているとは言いがたい。
・国レベルの事業よりも地域独自の事業の方が柔軟な対応ができるようにみえる。

3.8

ｉ）-①＋ｉ）-②　の平均値（注）　(4.5+3.8)／2＝4.2　　4.2

ⅱ）地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））
・企業立地補助や研究開発費助成、農業参入推進、農地流動化等、独自の施策において大きな成果を得ている。

4.8

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

（専門家所見（主なもの））
・'農業産出額の代替指標については，耕地面積の増分だけでなく，その基幹作物による平均反収換算によって，産出額に近づけて評価を行うこととしており、対応がはかられている。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(4.6+4.5)/2+0.50＝5.0

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））
・企業誘致では効果を上げており、農業への企業参入も軌道に乗ろうとしている。
・耕作放棄地の解消及び農業振興、ならびに市の産業の振興について、いずれも同時に計画通り、もしくは計画を上回って進行している。
・内陸部への企業の移転・立地促進が前面にでており、そのために農振除外・農地転用が多くなされている。「農業と工業のバランスある土地利用の実現」という理念が重要である。
・耕作放棄地解消の努力を無にするような新規耕作放棄地の発生があれば、新規参入等に対する市全体の努力が帳消しになりかねないため、耕作放棄地発生防止対策には力を入れる必要がある。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（4.55）に上記所見を加味（+0.50）し、総合評価結果をA（5.0）とする。

A

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。